



埼玉県営水道値上げに伴う、町水道料金改定の検討を開始しました

▼水道事業の現状は？

県営水道が令和8年4月1日から1㎡あたり、74.74円(21%アップ)に値上げされました。

水は生活していく中で欠かすことのできないものであり、水道は「水をお届けするライフライン」としての大きな役割を担っていることから、今後も、安心安全な水を供給す

るため「施設や水道管の耐震化」や「維持・更新」にしっかりと取り組んでいく必要があります。

一方で、人口減少や節水機器の普及などにより水道の使用量は減少し、料金収入の大きな増加が見込めない厳しい経営環境が続くと見込まれています。

▼水道事業はみなさんの水道料金によって支えられています。

水道事業は、利用者のみなさんの水道料金によって必要な費用をまかなう「独立採算制」により運営されており、原則として「税金」は使われていません。

▼水道事業はどんな状況？

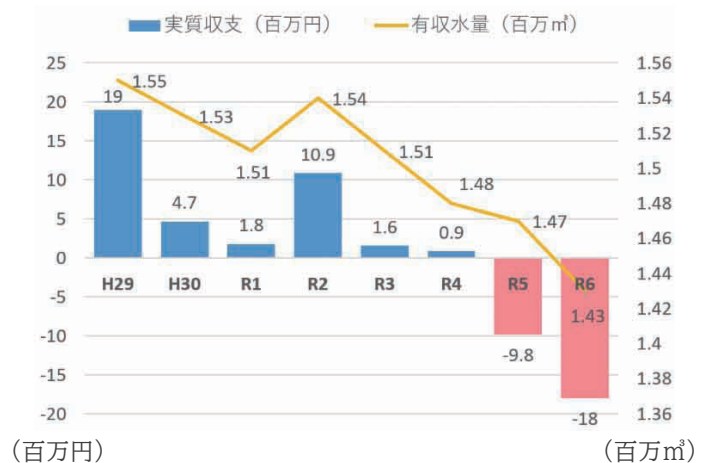
現在の水道料金は、平成9年の料金改定以降、経費削減や業務効率の見直しなどに取り組み、これまで約30年間料金の値上げをせずに水道事業を維持してきました。

しかし、近年では、

- ・人口減少に伴う水の使用量の減少(料金収入の減少)
- ・原材料費や人件費など、事業運営にかかるコストの上昇
- ・埼玉県から受けている県営水道受水費用の値上げ
- ・古い水道管や水道施設の維持・更新に必要な費用の増加

などにより、赤字が続いています。

水道事業の経営状況



※有収水量とは、利用者が使用した水量で、料金(収入)の対象となった水量

▼水道料金改定の検討について

水道はみなさんの生活に欠かせないものであるため、料金は一定期間、大きな変動がなく、安定したものであることが望ましいとされています。そこで3年の期間を一区切り(料金算定期間)として検討することとしています。ま

た、令和11年4月に県営水道の値上げが想定されています。(現在、埼玉県企業局では、改定に向けて試算中です。)

▼水道料金改定について、町長から「鳩山町水道事業審議会」に諮問書が提出されました

水道料金は、日々の生活に密着した公共料金であるため、その検討にあたっては、さまざまな視点による意見をいただく必要があります。そこで、5月22日に町長から水道事業審議会に対し、「料金改正について」の諮問が出されましたので、審議を開始しています。

水道事業審議会は、町議会議員、学識経験者、企業関係者、公募委員(鳩山町民)などで構成され、ご意見をい

ただきながら検討を行ってまいります。

審議会からは、各委員の意見を集約し、考え方をまとめた「答申」が町長に対して示されます。答申は、いただいた意見として尊重され、料金のあり方が決定されます。

その後、町議会で慎重に審議されて、その内容が条例で定められます。

▼問合せ 役場上下水道課 ☎ 296-1228

料金についての検討過程は、今後も広報誌等でお知らせします。